
振替・代行輸送関連規則 目次

1. 振替輸送(鉄道)

1. 1 総則

- 第1条 変更
- 第2条 当社と振替輸送を行う運輸機関
- 第3条 当社と連携して振替輸送を行う運輸機関
- 第4条 振替輸送取扱範囲
- 第5条 振替輸送区間および接続駅
- 第6条 手回り品の取扱い
- 第7条 乗車変更および途中下車の禁止

1. 2 振替乗車票

- 第8条 振替乗車票を配布する場合の取扱い
- 第9条 振替票を省略する場合の取扱い
- 第10条 振替票の様式
- 第11条 振替票の通用期間

2. 京都市バスによる代行輸送

2. 1 西院駅・京都河原町駅間で実施する場合

- 第12条 代行輸送区間
- 第13条 代行乗車票

2. 2 JR西大路―西院間で実施する場合

- 第14条 代行輸送区間
- 第15条 代行乗車票

3. 神戸地下鉄運行不能時の代行輸送

- 第16条 概要
- 第17条 代行乗車票を配布する場合の取扱い
- 第18条 代行乗車票を省略する場合の取扱い

振替・代行輸送関連規則

2020.6.1 現在

列車運行不能の場合における、他の運輸機関との振替輸送および代行輸送に関連する取扱いは旅客営業規則(以下、「営業規則」という)に定めるほか、次のとおりとする。

1. 振替輸送(鉄道)

1. 1 総則

【変更】

第1条 当社が定める規則は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合は、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとする。

2 前項によるこの規則の変更の際には、変更後の内容と適用開始日を、駅、インターネットその他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとする。

【当社と振替輸送を行う運輸機関】

第2条 当社と振替輸送を行う運輸機関(以下、「相手方運輸機関」という)は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 西日本旅客鉄道株式会社(以下、「JR」という)
- (2) 阪神電気鉄道株式会社(以下、「阪神」という)
- (3) 京阪電気鉄道株式会社(以下、「京阪」という)
- (4) 大阪市高速電気軌道株式会社(以下、「大阪地下鉄」という)
- (5) 北大阪急行電鉄株式会社(以下、「北急」という)
- (6) 大阪モノレール株式会社(以下、「大阪モノレール」という)
- (7) 神戸市交通局(以下、「神戸地下鉄」という)〔阪急神戸高速線関係〕
- (8) 京都市交通局(以下、「京都地下鉄」という)

【当社と連携して振替輸送を行う運輸機関】

第3条 当社と連携して振替輸送を行う運輸機関(以下、「連携運輸機関」とする)は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 阪神(神戸高速線)
- (2) 山陽電気鉄道株式会社(以下、「山陽」という)

【振替輸送取扱範囲】

第4条 運行不能区内を発着または通過となり、かつ、乗車に有効な乗車券を所持する旅客に限る。なお乗車券は運行不能となる前に購入した場合に限るものとし、下表のとおりとする。

券種〔※〕	乗車券の状態	入場前	入場後
普通乗車券		×	○
回数乗車券		×	○
定期乗車券(IC定期乗車券を含む)		○	○
IC証票(IC定期乗車券を除く)		×	×
団体乗車券		○	○
企画乗車券		×	○

○：振替対象 ×：振替非対象

〔※〕株主優待乗車証、株主回数乗車証、特殊乗車証、社員乗車証等は振替非対象

【振替輸送区間および接続駅】

第5条 振替輸送を行う区間および接続駅は、その都度定める。

【手回り品の取扱い】

第6条 振替輸送の取扱いをする旅客が携行する手回り品の取扱いは、営業規則に定めるところによる。ただし、既に有料手回り品としての取扱いを受けたものについては、そのまま車内に持ち込むことができる。

【乗車変更および途中下車の禁止】

第7条 振替輸送区間内において、乗車変更および途中下車の取扱いをしないものとする。

1. 2 振替乗車票

【振替乗車票を配布する場合の取扱い】

第8条 振替乗車票(以下、「振替票」という)を配布する場合の取扱いについては、別に定める。

【振替票を省略する場合の取扱い】

第9条 振替票を省略する場合の取扱いは、次の各号による。

(1) 振替輸送区間および利用可能駅

振替輸送を行う区間はその都度定めるものとし、利用可能な駅は振替輸送を行う区間の各駅とする。

(2) 当社が運行不能の場合

ア 旅客の乗車券は回収しない。

イ 振替輸送を引き受けた相手方運輸機関が、旅客の乗車および降車の際、乗車券を確認する。

(3) 相手方運輸機関が運行不能の場合

ア 当社が、旅客の乗車および降車の際、乗車券を確認する。

イ 降車の際、旅客の乗車券を回収する。ただし、定期券および振替輸送区間の前途に対し有効な乗車券は回収しない。

【振替票の様式】

第10条 振替票の様式は、当社が定める。

【振替票の通用期間】

第11条 振替票の通用期間は、発行当日に限るものとする。

2. 京都市バスによる代行輸送

当社線列車運行不能時における、京都市バスによる代行輸送の取扱いは、次のとおりとする。

2. 1 西院駅・京都河原町駅間で実施する場合

【代行輸送区間】

第 12 条 西大路四条(当社西院駅)―四条河原町(当社京都河原町駅)間および本区間より京都駅の対象停留所間(市バスに限る)で行うものとする。

(注) 当該代行輸送区間の追加については、当社線より最終的に京都駅へ向かう旅客の利便性確保を目的としているため、京都駅から当社線への輸送は行わない。

【代行乗車票】

第 13 条 旅客は、前条に定める代行輸送区間を利用する場合、当社が定める様式の代行乗車票を所持し乗車するものとする。

2.2 JR西大路—西院間で実施する場合

【代行輸送区間】

第14条 西大路駅前(JR西大路駅)—西大路四条(当社西院駅)間で行うものとする。

【代行乗車票】

第15条 旅客は、前条に定める代行輸送区間を利用する場合、当社が定める様式の代行乗車票を所持し乗車するものとする。

3. 神戸地下鉄運行不能時の代行輸送

【概要】

第 16 条 神戸地下鉄の板宿駅以西が運行不能となった場合の輸送力を確保するため、神戸三宮～山陽明石間から神戸地下鉄各駅までのバス代行輸送を実施する。この場合の代行輸送区間および代行輸送接続駅は、次の各号のとおりとする。

(1) 代行輸送区間

神戸三宮～山陽明石間(対応駅間はバスによる代行輸送を行う)

(2) 代行輸送接続駅

山陽	神戸地下鉄
山陽須磨	妙法寺・名谷
山陽垂水	名谷・総合運動公園・学園都市
舞子公園	総合運動公園・学園都市
山陽明石	伊川谷・西神南・西神中央

※ 神戸三宮～山陽板宿間については、神戸地下鉄との振替輸送実施時と同様

【代行乗車票を配布する場合の取扱い】

第 17 条 旅客が前条に規定する代行輸送区間を利用する場合、当社が認める様式の代行乗車票を所持し乗車するものとする。

【代行乗車票を省略する場合の取扱い】

第 18 条 旅客が第 16 条に規定する代行輸送区間を代行乗車票を省略して利用する場合の取扱いは、次の各号による。

(1) 旅客の乗車および降車の際、乗車券を確認する。

(2) 降車の際、旅客の乗車券を回収する。ただし、定期券および振替輸送区間の前途に対し有効な乗車券は回収しない。